

令和6年度 第U-3号
クリーンセンター滋賀埋立業務等委託
仕様書

- 1 委託番号 令和6年度 第U-3号
- 2 委託業務の名称 クリーンセンター滋賀埋立業務等委託
- 3 委託業務の場所 甲賀市甲賀町神
- 4 委託期間 令和6年10月1日から令和6年12月27日まで

5 委託業務の内容

クリーンセンター滋賀の敷地内（以下、「場内」という。）において次に掲げる業務（以下、「業務」という。）を行うものとする。なお、搬入ルートにあたる周辺の県道、市道における清掃当維持作業も含むものとする。

(1) 埋立業務 一式

ア 搬入土受け入れに関する作業

他の公共工事等の現場から搬入される土砂（残土）の敷均し・締固め、覆土、土堰堤築造、法面保護土敷設等搬入土受け入れに関する作業および補助等

イ アに付随する作業

搬入路整備、排水路（素掘り水路等）整備、敷鉄板設置・撤去、ガス抜き管等敷設、脱硫剤交換および関係する付随作業、地盤改良等

(2) 場内維持業務 一式

場内の点検・簡易補修、搬入車両の誘導、路面清掃、水路清掃、洗輪場の清掃・排泥、ゴミ拾い、除草等

(3) その他業務 一式

ア 場内の各施設の維持管理のため、公益財団法人滋賀県環境事業公社（以下、「公社」という。）の職員（以下、「公社職員」という。）の指示する業務

イ クリーンセンター滋賀の営業日、営業時間以外で公社職員が不在のときに不測の事態が発生した場合における、巡回、情報収集・伝達、応急措置等の緊急対応のための公社職員の指示する業務

ウ その他、公社職員の指示する業務

6 業務上の留意事項

- (1) 受託者は、クリーンセンター滋賀が公共関与による施設であることを認識し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守するとともに、別に定める「クリーンセンター滋賀維持管理マニュアル」に基づき、業務を適正かつ効率的に行うこと。
- (2) 受託者は、公社職員の指揮監督のもとに業務を適正に管理遂行し、作業員名簿、建設機械使用承諾書、作業日報の他、必要に応じて公社職員が求める書類を提出すること。
- (3) 受託者は、作業員に危険作業、廃棄物処理に関する教育を実施すること。

ただし、埋立地内における作業手順等の教育訓練は公社において実施する。

- (4) 受託者は、建設機械等の使用に当たっては、適切な点検整備に努めること。
- (5) 公社が業務および安全に関する研修を行うので、受託者は作業員にこの研修を受けさせること。

7 業務を行う日および時間

- (1) 業務を行う日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日とし、業務を行う時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までの時間帯を除く）とする。
- (2) 土砂の受け入れ状況や緊急対応等により、前記（1）以外の日または時間における業務（以下、「時間外」という。）を公社職員が指示することがあるのでこれに従うものとする。
なお、これに伴う時間外作業手当については、公社と受託者とが協議し適正な価格の範囲内で定める。

8 作業員の配置

- (1) 受託者は、作業員を下表のとおり配置すること。

令和6年10月1日から令和6年12月27日まで

業務	人数	内訳
埋立	1人	重機オペレーター 1人
場内維持	1人	維持作業員 1人
計	2人	

- (2) 重機オペレーターは、使用する重機の操作や運転に必要な「車両系建設機械運転技能講習終了証」、「運転免許証」の取得等必要な資格、知識および能力を有するものであること。
- (3) 作業員は、同一人が継続して同じ作業に従事することを原則とする。
- (4) 作業員が休暇を取得する場合は、事前に公社職員に連絡したうえで、交替の作業員を配置すること。
なお、交替の作業員についても、重機オペレーターについては前記（2）に該当する作業員であること。
- (5) 受託者は、作業全般を統括する作業責任者1名を選任すること。

9 作業員の業務遂行における留意事項

- (1) 作業責任者は、業務内容全般を把握し、公社職員との連絡調整にあたり、公社職員の指示を受け作業員の指揮監督にあたること。
- (2) 作業責任者は、作業内容を作業日報に正確に記録し、毎日の作業終了後すみやかに公社職員に提出すること。
- (3) 作業員は、施設、設備等の異常を発見または異常が発生したときは、直ちに公社職員に連絡し、その指示を受けること。
- (4) 作業員は、ヘルメット、安全靴、防塵マスクの着用等、労働安全衛生に万全の注意を払うこと。
- (5) 作業員は、休息、昼食等に使用する作業員控室、トイレの他、場内施設の清掃等作業環境の整備に努めること。

10 建設機械の配置

(1) 受託者は、下表の建設機械を持ち込み、所定の期間中常時配置すること。

機種	仕様・規格	台数	配置期間
油圧ショベル (バックホウ)	クローラ型 山積 0.8 m ³ (平積 0.6 m ³) 排出ガス対策型 (第2次基準値)	1	令和6年10月1日から 令和6年12月27日まで
ブルドーザ	6t級 排出ガス対策型 (第2次基準値)	1	令和6年10月1日から 令和6年12月27日まで

(2) 使用する各機種の、仕様・規格、型式、性能等を証明できる資料(写真、メーカーカタログ、自動車検査証の写し、特定自主検査記録表の写し、その他)を提出すること。

(3) 前記(1)に定める建設機械のうち、本仕様以外の建設機械を使用しようとする場合は、機種、仕様、規格等について、同等品以上の機能や性能が確保されるものと認められ、公社職員が承諾した場合は、それを使用することができる。

ただし、それに伴う業務委託料の変更は行わない。

(4) 埋立業務に使用する油圧ショベル(バックホウ)は、作業に適したバケットを装着し、特に遮水シート付近ではシートの損傷事故を起こすことのないよう慎重に操作を行うこと。

11 労働安全衛生対策

業務を履行するにあたり、安全対策については「労働基準法」「労働安全衛生法」「労働者災害補償保険法」等関係法令の規程に基づき、万全の措置を講じること。

12 環境対策

(1) 業務に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の環境問題については、関係法令の規程を遵守し、周辺地域の環境保全に努めること。

(2) 使用する建設機械のうち、油圧ショベル(バックホウ)、ブルドーザについては、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第31号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改訂平成23年7月13日付け国総環第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。

ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。

13 費用負担

(1) 建設機械の燃料については、公社の負担とする。

(2) 建設機械の点検整備修理等の費用については、受託者の負担とする。

(3) 時間外における建設機械に係る経費については、受託者の負担とする。

(4) 受託者の都合により、前記10(1)に定める以外の建設機械を使用する場合、それに係る経費については、受託者の負担とする。

(5) 埋立や場内維持に使用する、砕石、セメント系固化材、暗渠排水管、ブルーシート、土

のう等のうち、公社負担が妥当と判断されるものについては、公社が貸与する。

- (6) 測量や丁張り設置に必要な材料（角杭、胴縁、丸釘、水糸等）は、受託者の負担とする。
- (7) 作業に使用する道具、工具類は、公社負担が妥当と判断されるものについては、公社が貸与する。
- (8) 作業員の労働安全衛生のために必要となる、健康診断の他、作業服、ヘルメット安全靴、防塵マスク等物品などの費用は、受託者の負担とする。
- (9) 作業員の休息、昼食等に必要な部屋は公社が無償提供する。
- (10) 前記6（5）の研修に伴う費用は、受託者の負担とする。
ただし、研修に用いるテキスト等は公社の負担とする。

1.4 暴力団員等による不当介入の排除について

（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

- (1) 受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他公社発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 請負者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、公社職員に報告するものとする。

不当介入 [不当要求 業務妨害] 事案通報書

滋賀県
滋賀県

警察署長 様
様

(報告者)

※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課
-----------	-----------------

請負者	所在地	(本社)	TEL() -
			FAX() -
	名称	(現場事務所)	TEL() -
			FAX() -
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者等	(通報者 職氏名)	TEL() -
		(対応者) ・所属会社名	TEL() -
・氏 名			
・役 職			
不当介入に係る 行為者	住 所		TEL() - FAX() -
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
	発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃	
	[元請・下請]		
	[下請の場合、現場事務所の所在地]		TEL() - FAX() -
工事件名			
不当介入の内容 被害の状況			
警察への通報 状況	警察への通報	有 ・ 無	
	通報先警察署名	(滋賀県 警察署 課)	
	通報日時	令和 年 月 日 時 分頃	

注)1 第一報はこの様式に必要事項を記入の上、所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行い、その旨最下段の「警察への通報状況」欄に記入し、発注者宛に通報(メール、FAX可)すること。なお、所轄警察署には、この様式の文書も提出すること。
 2 上記表中の ※箇所は、警察署で記入するものとする。
 3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合、写しを添付すること。
 4 下請負人(再委託の協力者)において発生した場合であっても、必ず元請負人(受注者)が聞き取り調査の上記入し、通報・報告すること。